

指名停止について

令和8年1月29日

胎内市長 井畠 明彦

胎内市建設工事請負業者等指名停止措置要領（以下「要領」という。）に基づき、下記のとおり指名停止を行う。

記

1 指名停止業者名

株式会社 ナカノアイシステム 新潟県新潟市中央区鳥屋野432番地

2 指名停止期間

令和8年1月29日から令和8年3月28日まで

3 指名停止理由

上越地域振興局農林振興部発注委託において令和6年7月20日に発生した労働災害事故について、労働者死傷病報告や監督員への事故報告を怠っていたことが、新潟県建設工事請負業者等指名停止措置要領第2条第1項（別表第1、第4号）に該当するとして、令和8年1月14日付けで新潟県が指名停止措置を公表した。このことが要領第2条第1項別表第1第8号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当するため。